

B-route Monitor 使用許諾規約

B-route Monitor を使用する前に、本使用許諾契約書をお読みください。利用者は、以下の条件に同意する限りにおいて、**B-route Monitor** を使用することができるものとし、また、**B-route Monitor** を使用（インストールを含む。）した場合には、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」）と、以下の条件に同意したとみなされるものとし、

（使用許諾）

第1条 IIJ は、利用者が SA-MO を使って低圧スマートメーターから電力データを取得する目的（以下「本件目的」）で、利用者に対し **B-route Monitor**（以下「本ソフトウェア」）を自らの端末内にインストール及び使用する非独占的、譲渡不能な権利を無償で許諾するものとし、この規約の各条項において、本ソフトウェアとは、本ソフトウェアのほか、当該条項の性質に応じ、本ソフトウェアの使用許諾期間中に IIJ が利用者へ供給する、更新、改良、修正される全てのプログラム、本ソフトウェアのマニュアルを含む関連書類、及びコピーを含む場合があります。

2. 利用者は、当社が指定するいずれかの OS がインストールされた端末にのみ本ソフトウェアをインストールさせるものとし、
3. 本ソフトウェアは、SA-MO と連携して利用することを前提とされており、別途当該機器をご用意いただく必要があります。
4. 利用者は、本ソフトウェアに対し、改変、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、抽出その他類似の行為を行ってはならないものとします。
5. 利用者は、本件目的以外の目的で本ソフトウェアの使用を行ってはならないものとします。
6. 利用者は、本規約に基づき本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡してはならないものとします。
7. 利用者は、本ソフトウェアの著作権、関連する一切の知的財産権は IIJ が有することを確認し、又、この規約において、如何なる商標、役務標章、ロゴ、商号に係る所有権、権利及び権益の一切を契利用者に対して与えているものではないことを予め確認したものとします。

（利用者の義務等）

第2条 下記のいずれかの原因により IIJ が損害を被った場合には、IIJ に対し法的責任を負うことに利用者は予め同意します。

- (1) 利用者が本規約のいずれかの条項に違反した時
- (2) 利用者による本ソフトウェアの不適切な使用又は誤使用による場合
- (3) 利用者による本ソフトウェアの改変による場合

2. IIJ は、本ソフトウェアの使用に係る一切の費用(端末の代金、端末の通信費用等を含み、それらに限られません。)を負担しないものとします

(著作権及び商標)

第3条 利用者は、IIJ の書面による事前の同意なくして、本件目的以外の目的において、IIJ の著作権、商標の全て又は一部の使用又は登録しないものとします。

2. IIJ は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことについて注意を払っておりますが、その不侵害について利用者に保証するものではありません。

(IIJ による変更等)

第4条 IIJ はいつでも、IIJ の判断で、利用者に対し IIJ の定める方法で周知することによって、以下の措置を行えるものとします。

(1)本ソフトウェアの変更又は提供を中止すること

(2)必要に応じ、利用者による本ソフトウェアの使用を制限し、停止し、又は禁止すること

(3)本規約の条件を変更すること

(機器による影響等)

第5条 利用者は、SA-MO が正常に動作していない場合、本ソフトウェアが正常に動作しない場合があることを予め同意します。

(サポート)

第6条 IIJ は、本ソフトウェアについてのサポートの義務を一切負わないものとします。

(保証)

第7条 IIJ は、本ソフトウェアの機能が利用者の要求に合致していること及び本ソフトウェアの動作に欠陥がないことも含め、本ソフトウェアに関して一切保証しません。また、IIJ は、本ソフトウェアに関連して発生した損害について一切責任を負いません。

(責任の制限)

第8条 利用者は、IIJ が損害発生の可能性を事前に知らされていた場合であっても、本ソフトウェアの使用、使用不能により発生した如何なる逸失利益、利益、データ、及び、特別損害、間接損害、二次的損害、付随的損害、懲罰的損害の一切の責任を IIJ が負わないことを予め同意します。

(使用許諾の停止)

第9条 利用者が本規約上の義務に違反した場合、IIJは、ただちに、かつ、事前の通知を要せずに、本ソフトウェアの使用許諾を停止する権利を有するものとします。

2.前項に基づき本ソフトウェアの使用許諾が停止又は終了となった場合、契約者は、直ちに本ソフトウェアのアンインストール及び消去を実施し、本ソフトウェアのマニュアルを破棄するものとします。

(輸出規制)

第10条 利用者は、本ソフトウェアの全部もしくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取り扱いをする場合は、日本国の「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規制その他適用される日本国又は外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。

- (1) 輸出を行うとき
- (2) 海外へ持ち出すとき
- (3) 非居住者に使用させるとき
- (4) 前3号に定めるほか、日本国の「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

(管轄裁判所)

第11条 利用者は、IIJと利用者との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め同意します。

以上